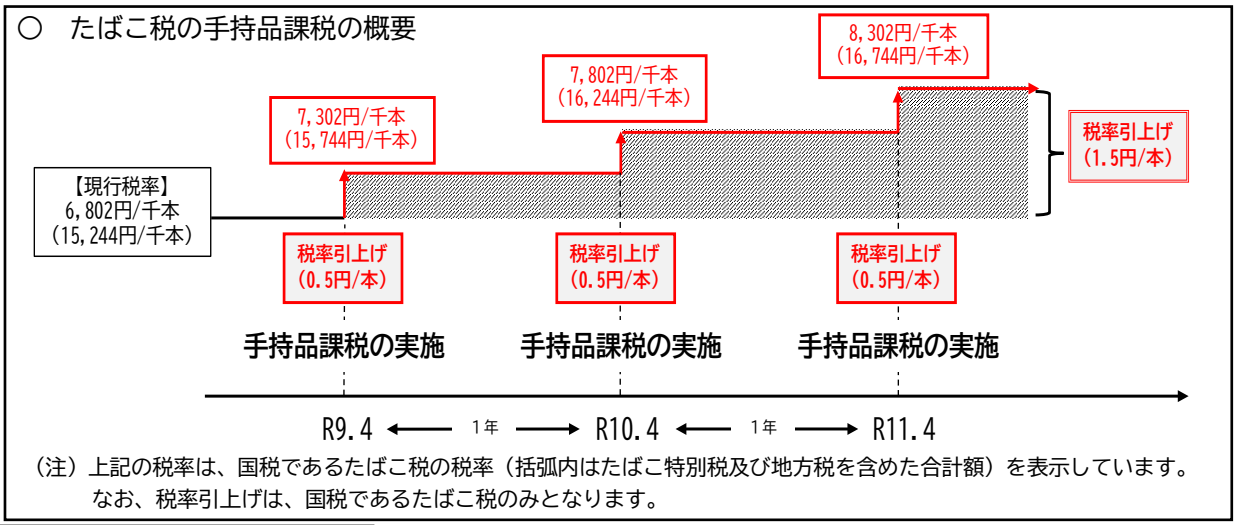
令和８年10月

たばこ販売業者の皆様へ
（令和９年４月に実施するたばこ税手持品課税のご案内）

たばこ販売業者の皆様におかれましては、日頃から税務行政に対して、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和９年４月１日から国のたばこ税の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率に変更はありません）。この引上げは、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、３段階（令和９年４月、令和10年４月、令和11年４月）に分けて実施されます。

これに伴い、**令和９年４月１日午前０時現在**において、たばこ販売業者の方が販売用の製造たばこを**合計２万本以上所持**する場合は、その所持する製造たばこに対し、たばこ税の「手持品課税」が行われます。



（注）上記の税率は、国税であるたばこ税の税率（括弧内はたばこ特別税及び地方税を含めた合計額）を表示しています。
なお、税率引上げは、国税であるたばこ税のみとなります。

１　申告・納期限について

上記要件に該当するたばこ販売業者の方におかれましては、**令和９年４月30日(金)までに「たばこ税の手持品課税納税申告書」を所轄の税務署長に提出**していただき、**令和９年９月30日(木)までに納税**していただくこととなります。

申告書の提出期限 ： 令和９年４月30日（金）
たばこ税の納期限 ： 令和９年９月30日（木）

（注１） 国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、書面により提出する場合は、業務センター宛に郵送により提出してください。
申告書の送付先は国税庁ホームページをご確認ください。
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

申告書の送付先

（注２） 申告手続は、税務署に赴くことなく、インターネットを利用して申告等を行うことができます。
具体的な操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

イメージデータで送信可能な手続

（注３） 納付手続は、窓口に赴く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。

ダイレクト納付の手続　インターネットバンキング等からの納付手続　クレジットカード納付の手続　スマホアプリ納付の手続

２　たばこ税の手持品課税について

たばこ税の手持品課税については、国税庁ホームページにＱ＆Ａ等各種情報を掲載していますので、ご覧ください。

なお、申告方法等については、「たばこ税の手持品課税申告の手引」をご確認ください。
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/tabako_r09/index.htm

令和９年４月１日実施のたばこ税の手持品課税について

国　税　庁